

令和5年度龍ヶ崎市AIオンデマンド交通実証実験業務委託
に係る公募型企画提案における質問及び回答

No.	質問事項（質問は原文のまま掲載）	回 答
1	<p>仕様書（5）②について、弊社のユーザーアプリはア・イ・ウ・オの要件を満たしていますが、エに記載されているようなApp StoreやGoogle Playからダウンロードするいわゆる「アプリ」ではなく、WEBアプリケーションです。弊社システムは、スマートフォン・パソコンいずれからでもWEB予約ができます。また、スマートフォンのショートカット機能等により、何ら問題なく画面上にアプリアイコンのようなかたちで表示して使うことができます（他自治体でもそのように使っております）。上記の通りですが、公募参加は可能でしょうか？</p>	<p>実施要領2ページ、6. 応募者の参加資格、（1）参加資格要件に合致している場合、公募参加は可能となります。ただし、本市では、ユーザーからの予約方法として、アプリケーションとWeb、電話の3通りを可能とし、それぞれの予約状況を把握したいので、アプリケーションの対応は必須と考えております。したがって、Webと電話のみでは、システムに関わる要件に合致せず、業務内容を満たさないこととなります。</p>
2	<p>仕様書（5）①カについて、「MaaSアプリ等へのAPI連携が可能であり、国内での実績を有すること」とあります。弊社システムでは例えば、以下のようなシステム連携ができますが、公募参加は可能でしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GTFS(世界標準のバス等公共交通の情報フォーマット)と連携により、オンデマンド交通の予約時にバス乗継等が行えます。 ・WEB予約において、決済システムとの連携により、ユーザーアプリ（WEB予約アプリケーション）上でクレジットカードのほか●●Pay等電子決済サービスも利用できます。 	<p>実施要領2ページ、6. 応募者の参加資格、（1）参加資格要件に合致している場合、公募参加は可能となります。お示ししていただいた内容について、国内での実績を有していれば仕様書に記載している条件に合致するものと考えます。（詳細については、提案書やプレゼンテーションでご説明いただければと考えております。）</p>

No.	質問事項（質問は原文のまま掲載）	回答
3	<p>3. 仕様書（2）業務内容⑤ データ分析業務に「データ分析業務 実証実験により取得した各データや利用者アンケートを分析、（以下略）」おなじく、⑦ プロジェクトマネジメント業務に「ウ アンケート実施に係る相談・支援 利用者に対するアンケート調査を実施するにあたり、アンケート項目の選定など の必要事項に関し、相談・支援を行うこと。」とありますが、「利用者アンケート」の実施自体”について、本件受託者の受託業務範囲外であることを確認したいです。</p> <p>・仕様書（2）業務内容⑥ コールセンターによる受付に「利用者からの電話による受付及びシステム入力（オペレーター業務）を行うこと。開設時間は、午前8時30分から午後5時までとする。」とありますが、「開設日」について確認したい。（例えば、365日の開設が必要か等）</p>	<p>・利用者アンケートの実施につきましては、本市が主体となり交通事業者と協力して行うことを考えております。今回の業務委託の範囲には含まれていないとの理解で問題ありません。ただし、実証実験により取得した各データや利用者アンケートを分析、検証し、新たな交通サービスとしての実現可能性の検討を本業務において実施していただきます。</p> <p>・コールセンターにつきましては、実証実験の運行期間・時間帯と同様に考えています。今回の実証実験期間での開設日は、令和5年10月1日から12月31日まで及び令和6年1月4日から3月31日までとなります。</p>
4	<p>実施要領 P.2 応募者の参加資格 統括責任者につき、正規雇用社員ではなく親会社からの出向者（在籍3年以上）を設置しても問題は無いでしょうか。</p>	<p>実施要領2ページ、6. 応募者の参加資格、（1）参加資格要件②に記載のとおり、総括責任者につきましては「自社に3箇月以上直接雇用していること」が要件となりますので、親会社からの出向者は合致しません。</p>
5	<p>仕様書 P.2 (1) ④乗降ポイント 300 箇所程度を設置と記載ありますが、このポイントは既に公共交通会議にて承認済み、公安の安全確認も済みという理解で良いでしょうか。</p>	<p>乗降ポイントにつきまして、既存のバス停留所を含めた268箇所について、龍ヶ崎市地域公共交通協議会に位置図を示し説明しておりますが、警察及び道路管理者等との具体的な協議は、3月から4月頃を予定しています。</p>
6	<p>仕様書 P.6 (5) 再委託の禁止 今回の要件に入っているコールセンターによる電話受付業務については、再委託しても問題はありませんか。</p>	<p>コールセンターの設置につきましては、本業務の全部若しくは主たる部分を委任するものではないと考えており、本市の承諾を得ることにより再委託することに支障ありません。</p>
7	<p>業務実績調書 添付する契約書は、契約のタイトルと先方の署名欄が確認出来れば問題無いでしょうか。 （細かい契約内容・条項をご提出するには当該自治体との確認が必要なため、事前にお伺いしたいと考えております）</p>	<p>同種業務の実績が確認できれば良いので、契約書の表紙部分の写しで問題ありません。</p>

※質問事項は、令和5年2月20日（月）午後5時15分をもって締め切りました。